

令和2年 3月24日

新型コロナウイルスの影響による令和2年度前期技能検定 受検申請手続きの一部変更について

埼玉県職業能力開発協会
技能検定課

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、皆様の健康と安全確保を最優先に考え、令和2年度前期技能検定受検申請手続きについて、以下のとおり一部変更させていただくと致しました。

人数制限がある職種・作業（受検案内 P8～10 赤字参照）については、当協会への持参のみ受付としておりましたが、持参のほか郵送（簡易書留）提出も可と変更いたします。

ただし、直接持参の方が優先されますので、郵送書類の順番は一律に郵送到着日の最終順位となります。同日着の郵送書類で定員超過となった場合、申請書に不備がない方の中からの抽選とさせていただきますので、ご了承ください。

人数制限職種の郵送申請の場合には、受検手数料は振込まない状態で申請書類を簡易書留（又はレターパックプラス）にて、封筒に**人数制限職種申込**と朱書きの上、受付期間内にご郵送ください。申請書類が到着し、書類確認後ご連絡いたしますので、指定の期日までに郵便局にて受検手数料の振込を行い、払込受付証明書をご郵送ください。

なお、持参の場合と同様に、県内在住または在勤の方を優先しておりますので、県外の方は申請期間終了時に定員に空きがあった場合に限りさせていただきます。

なお、4月6日の初日受付時間は予定通りとなりますので、少しでも体調に不安のある方は代理の方をお願いしていただくとともに、申請書類を持参される方は、なるべくマスクの着用と咳エチケットや手洗い等の感染対策を行っていただけますよう重ねてお願い申し上げます。